

令和7年度



# 創業・スタートアップ 支援事業補助金

創業当初の経営が不安定な時期に、  
商工相談員による創業計画書作成支援を実施するとともに、  
創業に必要な経費（賃借料、ホームページ作成費、広報費、設備費）の  
一部を補助し、区内での事業成長を後押しします！



## 申請期間

令和7年4月1日(火)～令和8年1月16日(金)消印有効

※ 予算額に達し次第、募集終了

### 補助 対象者

次に掲げる要件をすべて満たす事業者 ※区の商工相談員との面談で確認します

1. 港区内で「創業」し、補助金申請時に「創業」2年未満であること。
2. 港区内に事務所があること。  
法人の場合…本店登記地と主たる事業所が港区内にあること。  
個人事業の場合…主たる事業所が港区内にあること。
3. 港区産業振興課の商工相談(事前予約必須)を受け、創業計画書を作成すること。
4. 許認可等が必要な業種の場合は、当該許認可等を受けているか、補助金支給までに受けること

※ 登記地がバーチャルオフィスである者やみなし大企業、創業助成金((公財)東京都中小企業振興公社)及び小規模企業持続化補助金(国)の創業枠の交付を受けている方は、補助対象外となります。

### 募集枠

75者程度

### 補助額・ 補助率

250万円を限度に  
補助対象経費(税抜)の3分の2

※ 賃借料は2年間にわたり補助金を交付します。  
各経費を合わせて初年度の交付金額は、最大160万円

### 対象 経費

区の交付決定後から令和8年2月27日までの間に実施及び支払い※が完了した補助事業に係る経費のうち、賃借料、設備費、広報費、ホームページ作成費  
※クレジットカード等による支払いの場合は、口座引き落としまで行う必要があります。

### 問合せ

〒108-0014 港区芝5-36-4 札の辻スクエア8階  
産業振興課 経営支援係

☎ 03-6435-4620 年末年始、祝日除く平日9:00～17:00

対象経費別詳細など、裏面をご確認ください



## 対象経費別詳細

(詳細は、産業振興センターホームページ掲載の募集要項を必ずご確認ください)

### 賃借料

事業を行う上で必要な港区内の事務所等の賃借料で、継続的に使用する物件が対象

- ① 店舗、事務所賃料

上限:最大120万円 月10万円×12か月

- ② コワーキングスペース等利用料

上限:最大18万7,000円 月15,600円×12か月

※ ①・②共に初年度最大3か月、翌年度最大9か月補助

※バーチャルオフィスは対象外

※補助金額は千円未満切り捨て

### 広報費

販路開拓のために新たに広告宣伝を行う費用

- ① チラシ制作費等  
チラシ印刷費、のぼり、販促品(販促品の単価上限は税抜200円まで)等
- ② 広告掲載料等  
新聞、雑誌、公共交通機関の広告やWEB広告への掲載、新聞折込に要する費用 等
- ※ 補助対象期間中に配布・掲載を完了する経費が対象となります
- ※ チラシ制作は印刷まで、WEB広告は掲載まで行う必要があります

上限:40万円

### 設備費

事務所の改装工事費、備品等購入費

- ① 事業所・店舗の外装工事・内装工事費用
- ② 事業所で使用する機器(機械装置・工具・器具)等の調達・設置費用

上限:60万円

### ホームページ作成費

新たにホームページを作成する費用

※ 既にホームページを持っている場合や交付決定前に作成に着手している場合は補助対象外

上限:30万円

## 補助金交付までの流れ



創業計画書作成のための商工相談申込(予約制・電話受付)

※初回面談は令和7年11月28日(金)まで



商工相談を受け、創業計画書を作成(面談3・4回程度)



創業計画書完成後、補助金交付申請書一式を郵送で提出

※申請期限:令和8年1月16日(金)まで(先着順・消印有効)

※創業計画書は、令和7年4月以降に完成したものに限りませ

※交付申請書の提出は、面談により対象者と確認できてから3か月以内とします



区による審査・交付決定

1か月程度



事業終了後、実績報告書提出

※事業実施期限:令和8年2月27日(金)まで

※実績報告書提出期限:令和8年3月6日(金)まで



区による審査・額の確定

1か月程度



補助金の交付

※翌年度の賃借料については、更新の申請を経て承認後、最大9か月補助



補助金の詳細は、  
港区立産業振興センターの  
ホームページをご確認ください。

<https://minato-sansin.com/sougyostartupsien/>

